



気まぐれ通信 2023/02

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信では、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革その他経営関連のトピックスをご紹介します。 監査法人ユウワット会計社



外国人労働者の状況について

厚生労働省が公表した「『外国人雇用状況』の届出状況」によると、令和4(2022)年10月末現在の外国人労働者数は前年よりも9万5,504人増加して182万2,725人となりました。平成19(2007)年10月に届出が義務化され、1年後の平成20(2008)年10月末の外国人労働者数は48万6,398人でしたので、14年で4倍近くに増加したこととなります。

外国人労働者数を国籍別に見ると、ベトナムが最も多く46万2,384人(全体の25.4%)、次いで中国の38万5,848人(同21.2%)、フィリピンの20万6,050人(同11.3%)の順となっており、この3か国で半数を超えています。

在留資格別に見ると、定住者(主に日系人)、永住者、日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」が59万5,207人(全体の32.7%)、高度・専門的な職業、大卒ホワイトカラーや技術者、外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業など「専門的・技術的分野の在留資格」が47万9,949人(同26.3%)、わが国の技能・技術・知識を開発途上国等へ移転等をする「技能実習」が34万3,254人(同18.8%)となっています。また在留資格別の対前年増加率をみると、「専門的・技術的分野の在留資格」が前年よりも21.7%増加したのに対して、「身分に基づく在留資格」は2.6%の増加に留まり、「技能実習」に至っては2.4%の減少となっています。

産業別に見ると、「製造業」が48万5,128人(全体の26.6%)で最も多く、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が29万5,700人(同16.2%)、「卸売業、小売業」が23万7,928人(同13.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」が20万8,981人(同11.5%)となっています。

「医療、福祉」は、平成20年にはわずか2,846人でしたが、平成25(2013)年には1万人を、平成29(2017)年には2万人を、令和元(2019)年には3万人を超えました。令和4年には前年よりも1万6,551人、率にして28.6%増加して、7万4,339人(全体の4.1%)となっています。

平成29年9月から在留資格として「介護」が認められ、同年11月からは「技能実習(介護)」、令和元年4月からは「特定技能」での介護従事者の受入れが始まるなど、介護人材としての外国人労働者数の受入制度が拡充したことが大きく影響していると思われます。

実際、「医療、福祉」のうちの「社会保険・社会福祉・介護事業」(以下「福祉・介護等」と言います。)に従事する外国人労働者は、平成21(2009)年には2,651人でしたが、令和4年には5万4,161人と、20倍を超える人数となっています。

本年2月17日に開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議では、「特別高度人材制度」及び「未来創造人材制度」の創設が決定されました。これらの制度は、修士号以上の取得と2,000万円以上の年収や、世界大学ランキング100位以内の大学を5年以内に卒業したことなどが要件であることから、福祉・介護業の従事者には関係ないでしょうが、これからも生産年齢人口が減少するわが国では、外国人労働者の重要性は増し、引続き外国人労働者受入れの促進策が取られると考えられるので、事業主としても、受入れに対する積極的な準備が求められます。

外国人労働者がより安心して活躍できる社会を作るためには、居住や恋愛・結婚・出産などの外国人労働者の基本的人権の尊重はもちろん、差別の解消や賃金その他の労働条件の改善等が求められます。また制度面からは、複雑化している残留資格等を簡素化することも必要と考えます。安価な労働力として見るのではなく、ともに社会と事業を担うパートナーであるとの視点が重要です。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://iuvet.jp>

監査法人ユウワット会計社

